

いわて環境の森整備事業 モニタリング調査 令和6年度混交林誘導伐調査報告

令和7年3月27日
第6回いわての森林づくり
県民税事業評価委員会
資料 No. 1-1

岩手県林業技術センター 研究部

調査結果の概要

- 8地区に11調査区を設置し、平成28年度（間伐7～9年後）まで毎年、植栽木の成長、光環境の変化、下層植生の変化を測定した。その後は、調査区を抽出して調査を継続してきた。
- 令和6年度は、根白、夏井及び野黒沢の3地区（3調査区）で、間伐16年後の全3項目の調査を実施した。
- 3地区は、平成20年度に間伐が実施されており、樹種は、スギ、アカマツ及びカラマツ、間伐当時の林齢42～43年生、本数間伐率43.0～54.2%、材積間伐率29.5～39.8%であった。
- 植栽木（間伐残存木）は、間伐後も樹高、胸高直径が増加していた。
- 植栽木以外の木本種の密度は間伐前と比べると地区によって異なったが、間伐16年後に2地区で広葉樹成木密度の大きな増加がみられ、間伐の効果と考えられた。
- 林内の光環境は間伐1～2年後までに改善したが、間伐16年後には間伐前に近い値となった。
- 間伐16年後の植栽木について相対幹距比など密度管理指標を算出したところ、適正な範囲を維持している調査区はわずかであった。
- 階層構造の変化をみると、2地区では間伐16年後には亜高木層の増加など、間伐の効果と考えられる階層構造の変化が確認された。

1. 調査の背景・目的

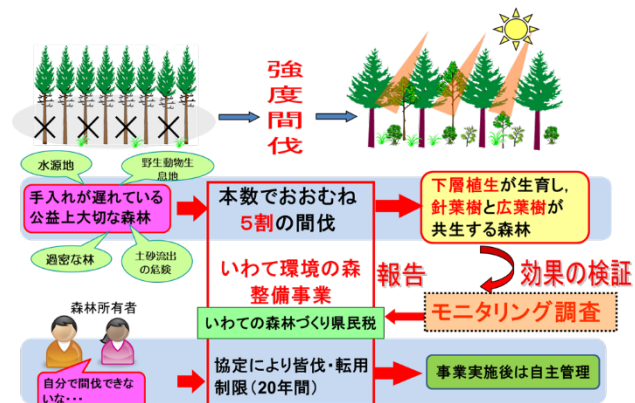


図-1 いわて環境の森整備事業の内容とモニタリング調査の目的

2. 調査箇所と調査方法

(1) 調査箇所の概況と位置

表-1 モニタリング調査地一覧

設置・ 間伐年度	地区名	所在地	植栽樹種	間伐時 林齢	調査区数
H19	赤沢	紫波町赤沢	スギ	49年	1
H19	達曽部	遠野市宮守町達曽部	スギ	26年	3
H19	玉崎	奥州市江刺区玉里	ヒノキ	33年	2
H20	夏井	久慈市夏井町	アカマツ	42年	1
H20	野黒沢	二戸市浄法寺町	カラマツ	43年	1
H20	根白	大船渡市三陸町吉浜	スギ	43年	1
H21	拝峠	花巻市東和町石鳩岡	スギ	25年	1
H21	川目	釜石市川目	スギ	31年	1

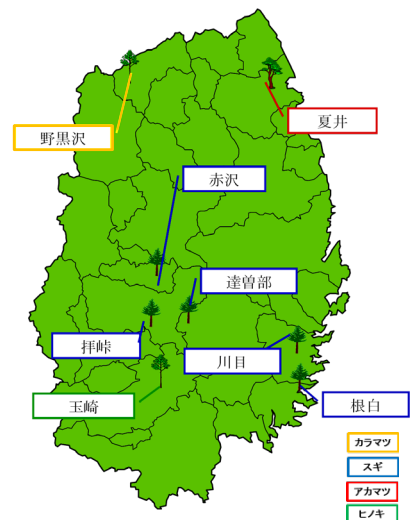


図-2 モニタリング調査位置図

(2) 調査方法

調査木の区分（図-3 左）ごとに異なる面積の調査区を設けている。令和6年度は根白、夏井および野黒沢の3地区において(1)上層木調査(植栽木等の毎木調査)、(2)下層植生調査、(3)光環境調査を行った(図-3 右)。調査結果から、密度管理指標として収量比数^{※1}、相対幹距比^{※2}、および樹冠長率^{※3}を算出した。

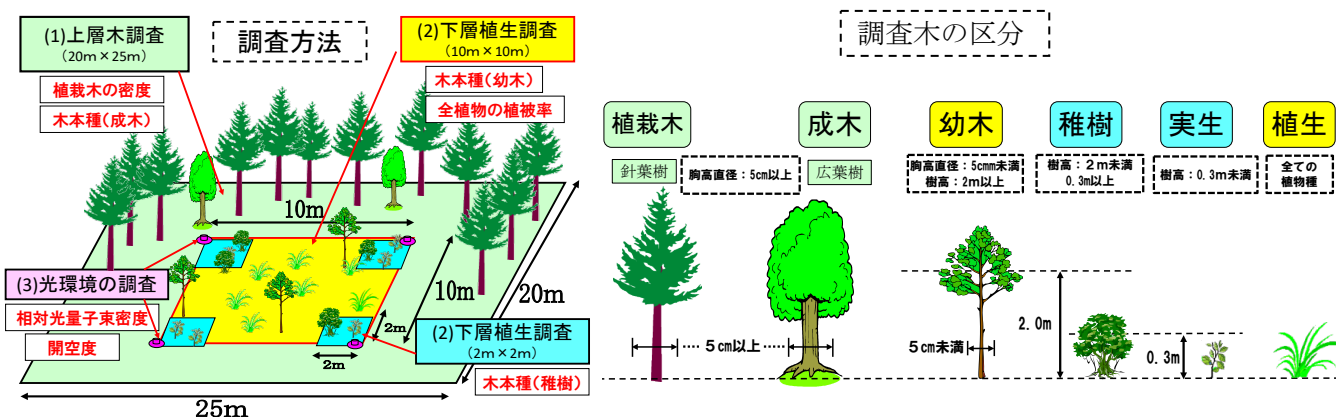


図-3 調査方法の概要と調査木の大きさによる区分

3. 調査結果

(1) 全調査区の概況

表-2 各調査区における間伐当時の概況

間伐年度	調査区名	植栽樹種	伐採時 林齢 年	立木本数 本/ha		本数 間伐率 %	材積 間伐率 %	胸高断面積 間伐率 %	平均樹高 m		平均直径 cm		収量比数	
				間伐前	間伐後				間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後
19	赤沢	スギ	49	1,000	540	46.0	32.3	33.2	22.6	23.8	28.0	31.4	0.75	0.55
19	達曽部①	スギ	26	2,700	1,560	42.2	21.1	23.7	14.6	16.2	16.5	19.4	0.88	0.73
19	達曽部②	スギ	26	2,360	1,360	42.4	22.6	20.1	13.8	15.3	15.8	19.2	0.80	0.65
19	達曽部③	スギ	26	2,160	1,280	40.7	21.7	19.1	13.6	14.8	16.2	19.1	0.75	0.61
20	根白	スギ	43	1,580	900	43.0	34.5	35.4	17.4	17.9	23.4	25.3	0.78	0.58
21	拝峠	スギ	25	2,160	1,220	43.5	19.6	25.1	16.6	18.1	19.7	23.2	0.87	0.70
21	川目	スギ	31	2,240	1,140	49.1	23.5	27.0	18.7	20.2	21.0	25.5	0.93	0.74
19	玉崎①	ヒノキ	33	1,600	800	50.0	37.5	37.4	15.5	16.6	22.0	24.3	—	—
19	玉崎②	ヒノキ	33	2,080	960	53.8	38.3	35.8	15.1	16.2	18.5	21.1	—	—
20	夏井	アカマツ	42	1,940	1,080	44.3	29.5	27.1	16.0	16.2	18.0	20.4	0.89	0.79
20	野黒沢	カラマツ	43	1,180	540	54.2	39.8	37.4	18.3	18.8	22.4	26.7	0.81	0.58

* 太枠が今年度の調査地

^{※1} 収量比数：植栽木間の成長競争により劣勢木が自然に枯死する最も混んだ状態を1とし、それに対してどの程度空いているかを0～1の範囲で示したものの。上層木の平均樹高と1ha当たりの本数から算出する。一般に収量比数が0.8以上で混みすぎ、0.6以下で空きすぎとされる。

^{※2} 相対幹距比：相対幹距比(%) = $10,000 / (\text{平均樹高} \times \sqrt{\text{1ha 当たりの本数}})$ の式で算出する。相対幹距比が小さくなると密、大きくなると疎となり、17～22%ぐらいが適切な密度とされる。

^{※3} 樹冠長率：樹冠長率(%) = $(\text{樹高一枝下高}) / \text{樹高}$ の式で算出する。気象災害に対して安全性の高い林分を長く維持していくためには、樹冠長率を40から60%の間で管理することが望ましいとされる。

(2) 3地区における間伐16年後までの状況

① 植栽木の成長

間伐前（H20年）から間伐16年後（R6）までの植栽木（残存木）の平均樹高、平均胸高直径及び材積を示した(図-4)。平均樹高、平均胸高直径及び材積とも、年々増加していた。平均樹高は、間伐直後（H21）の約1.28（1.17～1.35）倍になっていた。平均胸高直径も間伐直後（H21）の約1.25（1.18～1.31）倍になっていた。

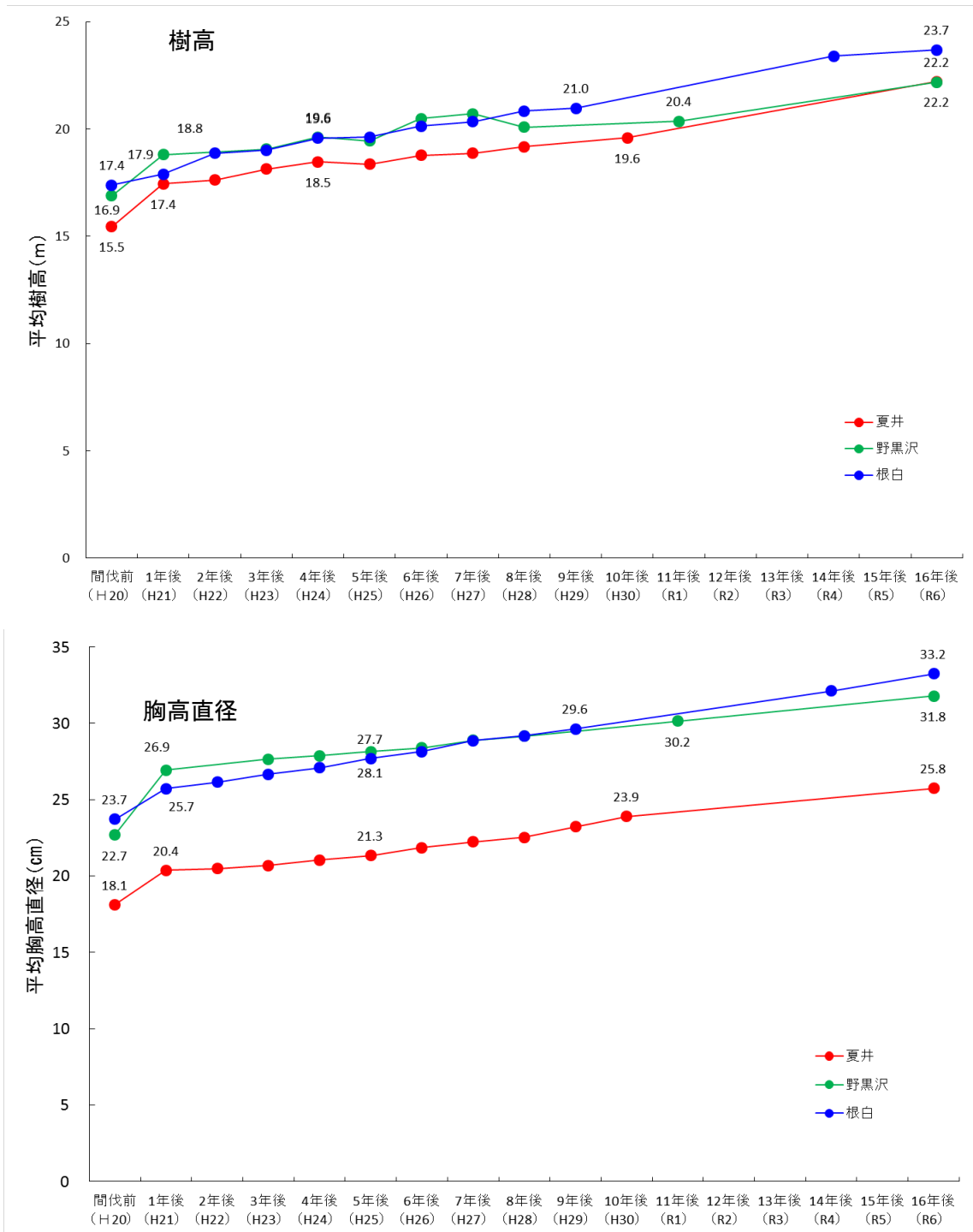


図-4 根白、夏井、野黒沢地区における植栽木（間伐残存木）の成長

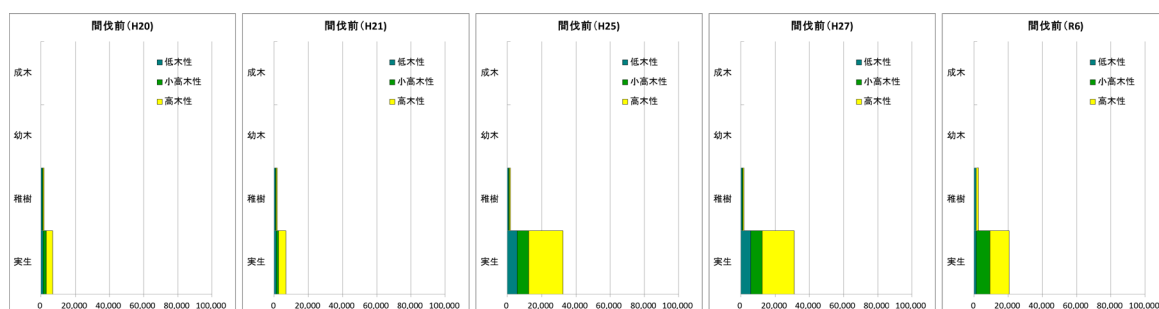
②植栽木以外の木本種本数の変化

3地区における間伐前（H20）、間伐1年後（H21）、間伐5年後（H25）、間伐7年後（H27）、間伐16年後（R6）の植栽木以外の木本種の密度変化を図-5に示した。

植栽木以外の木本種の密度は間伐前と比べると、地区によって異なる傾向があった。伐採前に木本種の密度が比較的高かった夏井及び野黒沢地区では、間伐5後までは増加傾向だったが、それ以降が減少傾向となった。間伐16年後には、木本種の密度が間伐前程度に減少していたが、広葉樹成木についてみると、間伐前の2～13倍と増加しており、間伐の効果と考えられた。

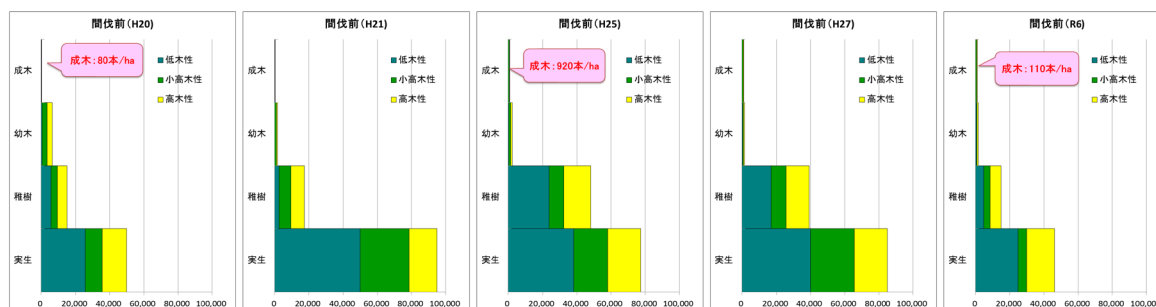
伐採前に木本種の密度が低かった根白地区では、間伐16年後でも、間伐前より密度が高いことが確認された。

根白



夏井

調査木のサイズ区分



野黒沢

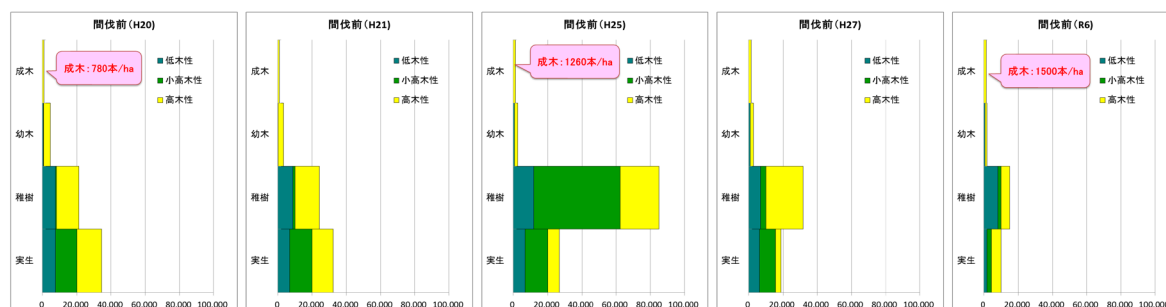


図-5 3地区における植栽木以外の木本種本数の変化

③ 下層植生の植被率

3 地区における間伐前（H20）から間伐 16 年後（R6）までの下層植生の植被率を図-6 に示した。植被率の変化は、地区によって異なる傾向があった。

夏井及び野黒沢地区では、間伐後植被率が増加し、概ね数年後にはピークを迎え、その後は、減少傾向に転じていた。一方、根白地区では、植被率が全体的に低い傾向がみられたが、シカによる食害の影響と考えられる。

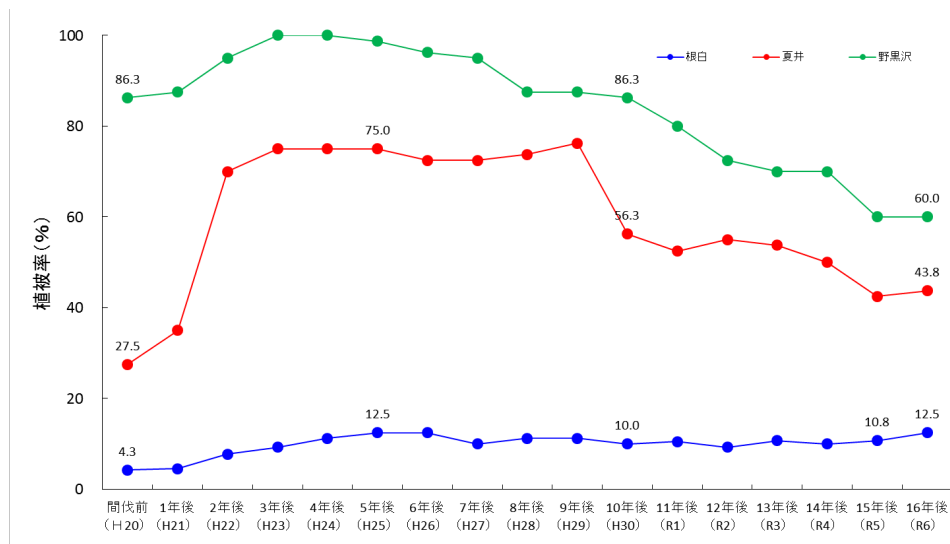


図-6 根白、夏井、野黒沢地区における下層植生の植被率の変化

④ 林内の光環境

3 地区における間伐前（H20）から間伐 16 年後（R6）までの相対光量子束密度を図-7 に示した。どの調査区でも、間伐 1～2 年後までに林内の光環境が改善した。下層植生が比較的多かった夏井及び野黒沢地区では、相対光量子束密度の低下が早かったが、下層植生の少ない根白地区では、徐々に低下していた。間伐 16 年後では、どの地区でも間伐前と同様の値となっていた。

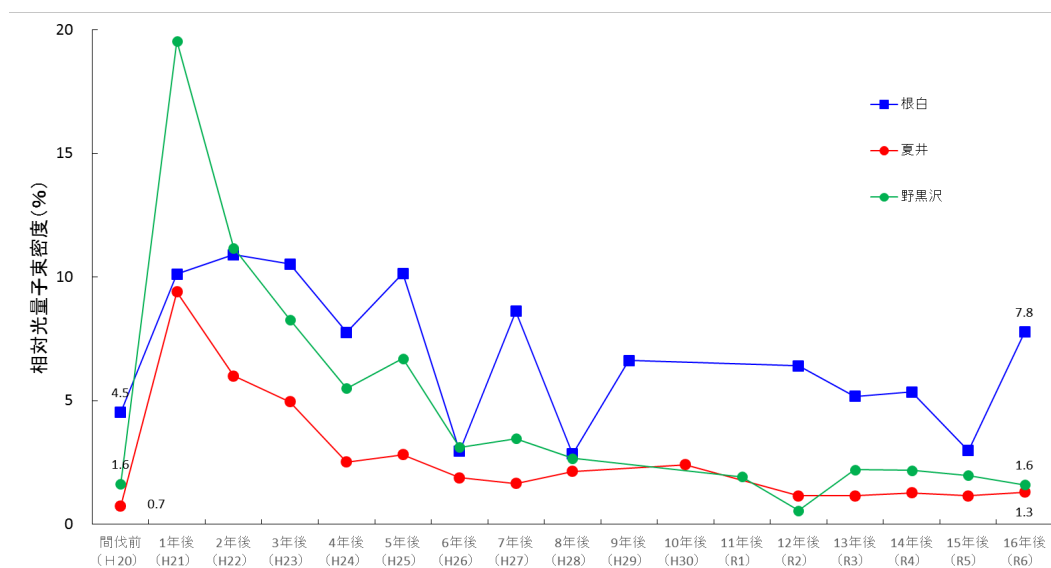


図-7 根白、夏井、野黒沢地区における相対光量子束密度の変化

※6 相対光量子束密度：植物が光合成で利用する光の波長領域をセンサーにより測定した値が光量子束密度で、相対光量子束密度は林外で測定した値に対する林内で測定した値の割合を示し、林内の明るさの指標となる。測定は地上 1.2m の高さで実施した。

⑤ 密度管理指標の算出

3 地区における間伐前（H20）から間伐 16 年後（R6）までの植栽木（残存木）の相対幹距比の変化を図-8 に示した。

夏井及び野黒沢地区では、間伐 1 年後には、相対幹距比が改善されたが、その後は、徐々に値が低下傾向となった。間伐 16 年後では、喪黒沢地区で適正値を維持していた。

樹冠長率は、どの地区でも間伐 10 年後までは、適正な値の範囲であったが、間伐 16 年後では、適正値を維持しているのは 3 地区中 1 調査区のみであった。

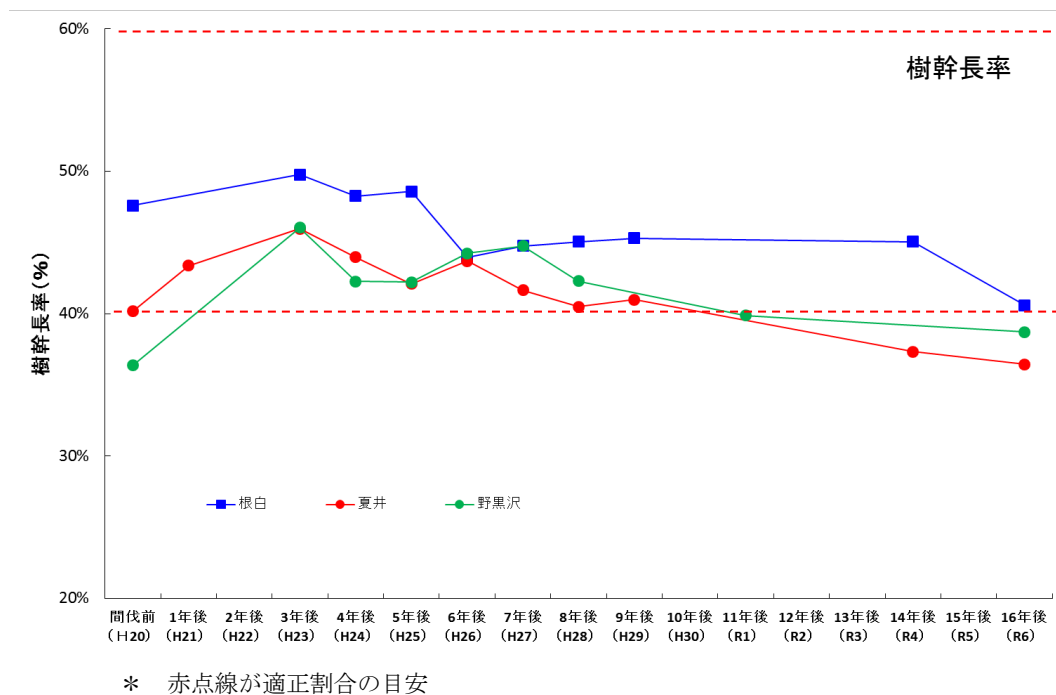
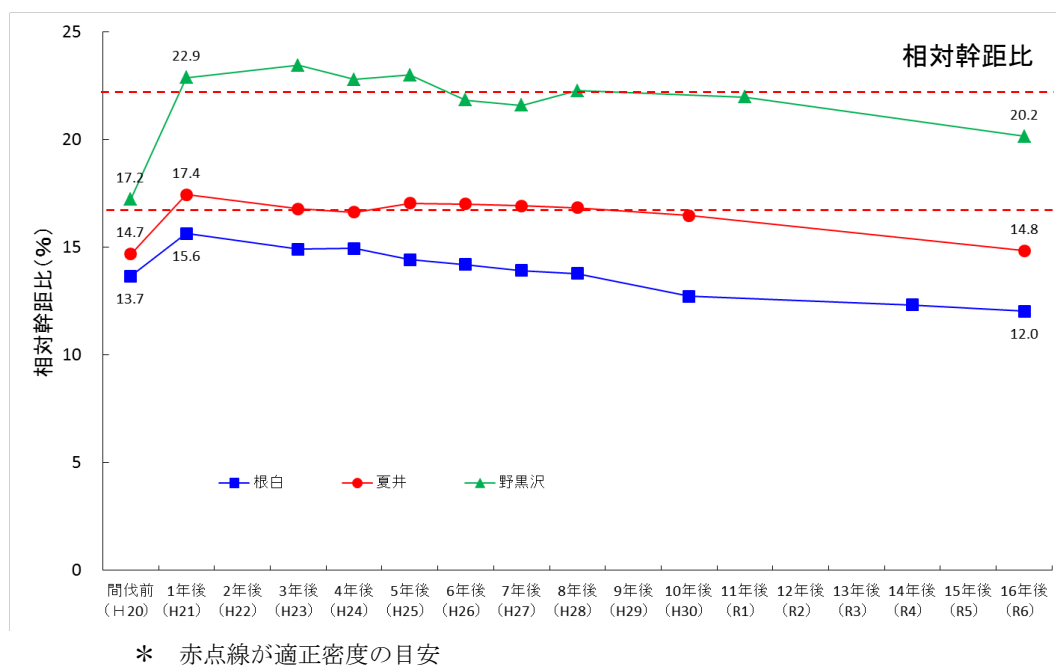


図-8 根白、夏井、野黒沢地区における植栽木（間伐残存木）の相対幹距比と樹幹長率の変化

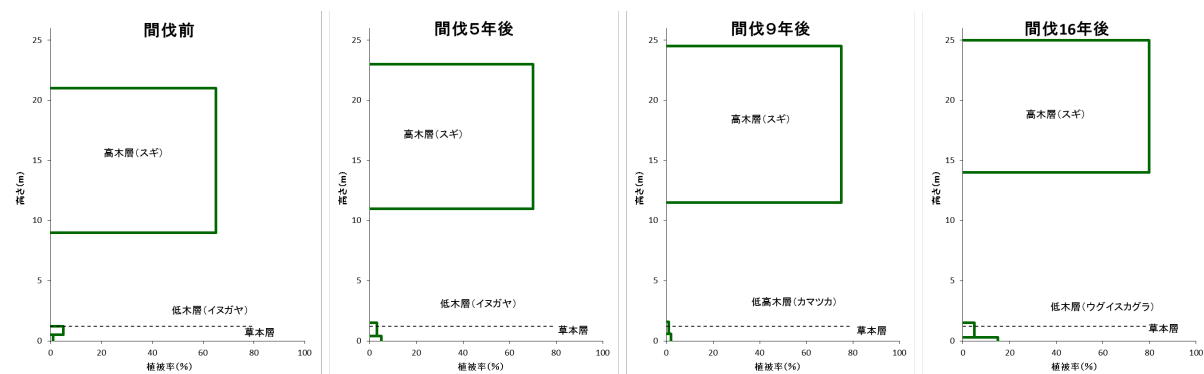
⑥ 林分構造の変化

3地区における間伐前（H20）、間伐5年後（H25）、間伐9～10年後（H29～30）、間伐16年後（R5）の階層構造の変化を図-9に示した。

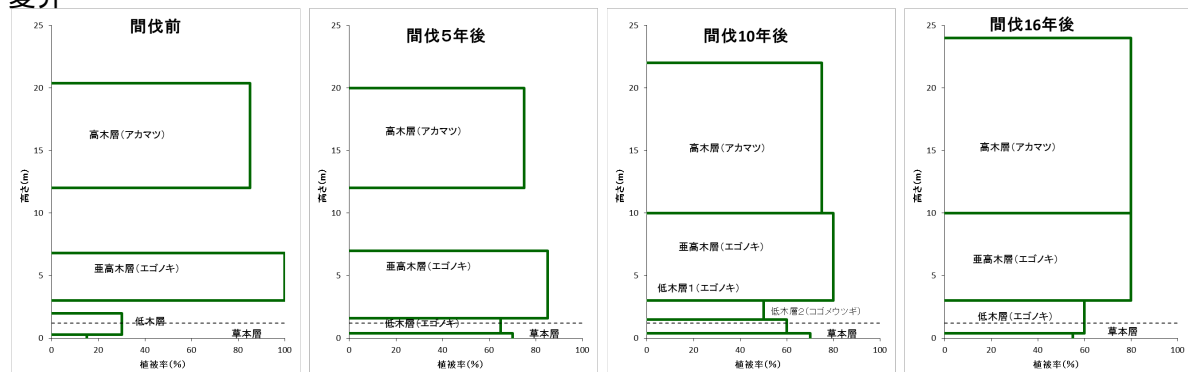
夏井地区及び野黒沢地区では、間伐16年後には間伐前と比べ、下層の広葉樹が成長して亜高木層の増加など、間伐の効果と考えられる階層構造に変化が確認された。

一方、根白地区では、大きな構造変化はみられなかった。これは、現地でも食痕などからシカの食害によるものと考えられた。

根白



夏井



野黒沢

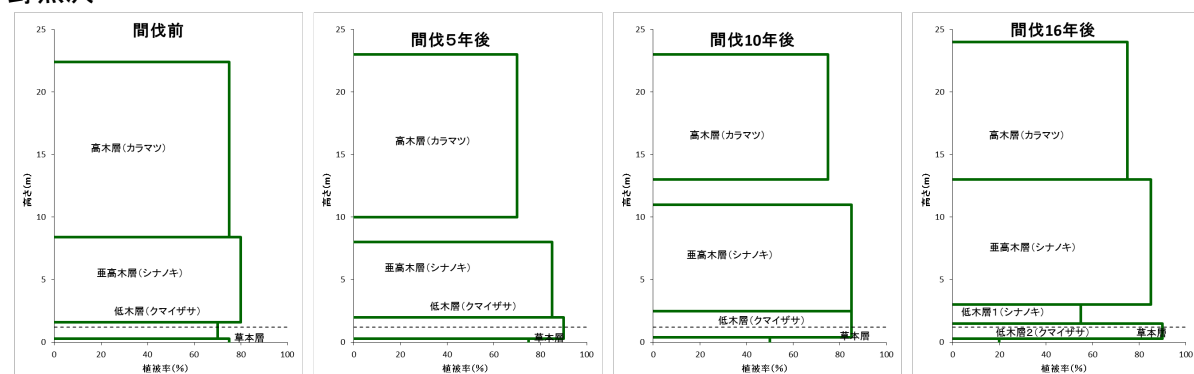


図-9 根白、夏井、野黒沢地区における階層構造の変化

川目地区
スギ

拝峠地区
スギ

間伐前
(HZ1)



間伐1年後
(HZ2)



間伐3年後
(HZ4)



間伐5年後
(HZ6)



間伐7年後
(HZ8)



間伐9年後
(HZ10)



間伐10年後
(R1)



間伐11年後
(R2)



間伐12年後
(R3)



間伐13年後
(R4)



間伐14年後
(R5)



間伐15年後
(R6)



根白地区

夏井地区
アカマツ

野黒沢地区

(H20) 間伐前



(H21) 間伐1年後



(H23) 間伐3年後



(H25) 間伐5年後



(H27) 間伐7年後



(H29) 間伐9年後



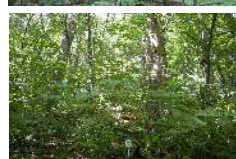
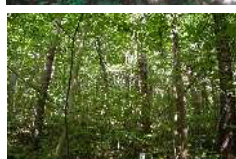
(H30) 間伐10年後



(R1) 間伐11年後



(R2) 間伐12年後



(R3) 間伐13年後



(R4) 間伐14年後



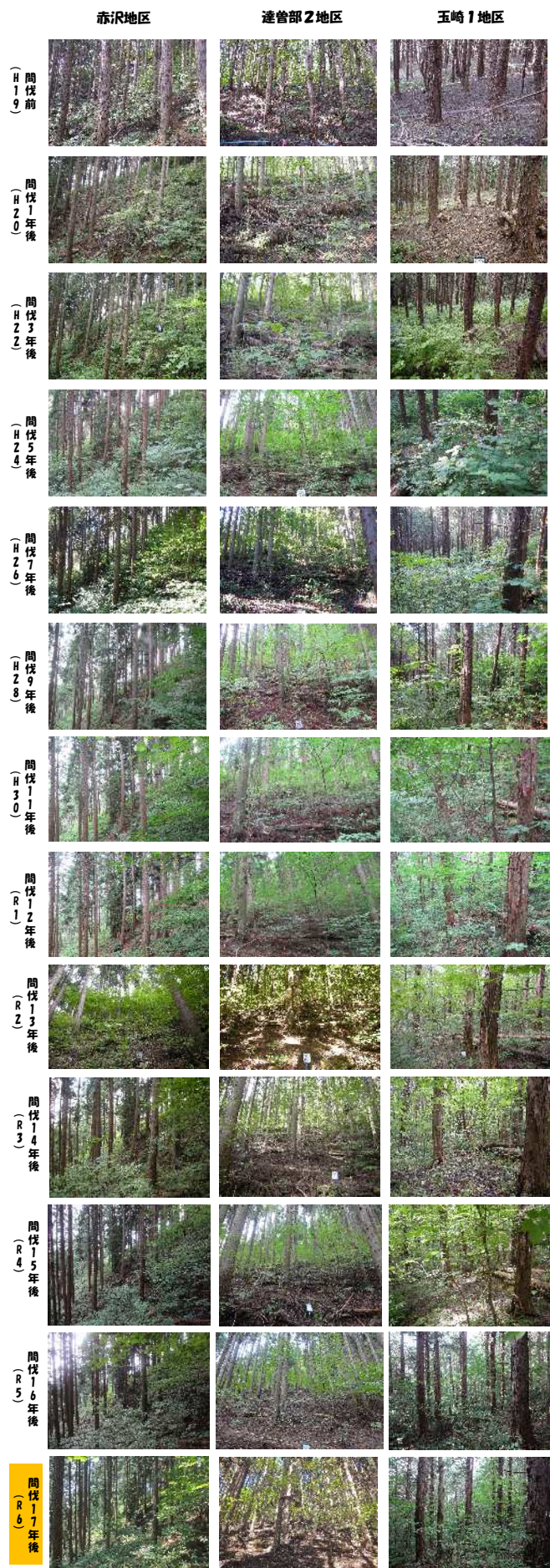
(R5) 間伐15年後



(R6) 間伐16年後



※ 20×25



いわて環境の森整備事業 モニタリング調査 令和6年度アカマツ広葉樹林化調査報告

令和7年3月27日
第6回いわての森林づくり
県民税事業評価委員会
資料 No.1-2

岩手県林業技術センター 研究部

1. 調査の背景・目的

「いわての森林づくり県民税」を活用して森林の森林整備を行う「いわて環境の森整備事業」の第3期（平成28年度）から、アカマツ林において松くい虫被害木を含む全てのマツを伐採することにより、広葉樹林への天然更新を促進することを目的とした「アカマツ林広葉樹林化事業」が実施されている。

この事業の施工後の広葉樹林化について、モニタリング調査の必要性が事業評価委員会において提示されたことから、林業振興課からの依頼により令和6年度から当センターで調査を開始したものである。

「アカマツ広葉樹林化モニタリング調査」は、事業で実施しているアカマツ伐採地において、伐採後の広葉樹生育状況の経年変化について定点調査区設置して実施するものである。

2. 調査箇所と調査方法

(1) 調査区

令和6年度、主に本事業が実施されている県央以南の3地区に設定した（図-1、表-1）。

(2) 調査方法

① 上層木の調査

調査は、伐採前に行った。林内に20m×25mの調査区を設け、調査区内のアカマツ及び、胸高直径5cm以上の広葉樹（以下、成木）の胸高直径、樹高、生枝下高の計測と被圧木、折損木、枯死木の本数を記録した。

② 下層植生調査

調査区内に、10m×10m コドラートを1個、2m×2m サブコドラート5個を設置し、10m×10mコドラート内では、胸高直径5cm未満、高さ2m以上の木本種（以下、幼木）の胸高直径、樹高を計測した。また、2m×2m サブコドラート内では、高さ2m未満の木本種の樹種と

表-1 モニタリング調査地一覧

調査地番号	R6-1	R6-2	R6-3
地区名	岩清水	晴山	陸前高田
所在地	矢巾町岩清水第4地割	花巻市東和町東晴山14区	陸前高田市高田町大字大隅
樹種（伐採時）	アカマツ	アカマツ	アカマツ
林齢（伐採時）	71年	55年	64年
位置（座標値）	N39° 25′ 20.78″ E141° 05′ 43.08″	N39° 22′ 21.56″ E141° 17′ 50.17″	N39° 01′ 56.75″ E141° 38′ 47.66″
林小班	1-90-1	3107-47-2	104-15-1
形状	山腹平衡斜面	山腹平衡斜面	山腹平衡斜面
標高	220m	330m	160m
方位	S35W	N20W	S30W
傾斜	25°	20°	5°

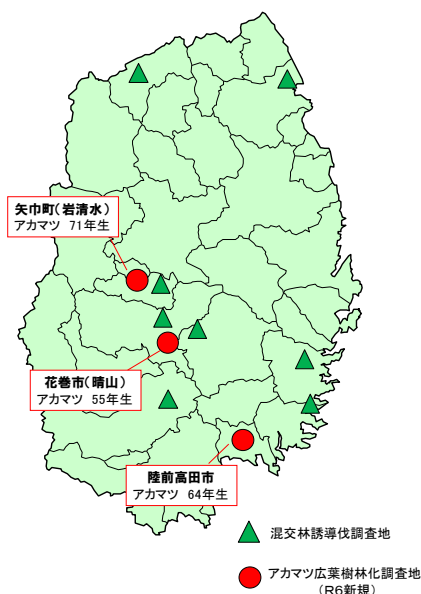


図-1 モニタリング調査位置図

高さを計測し、高さ 2m未満、0.3m 以上の木本種を「稚樹」、高さ 0.3m未満の木本種を「実生」として記録した（図 - 2）。

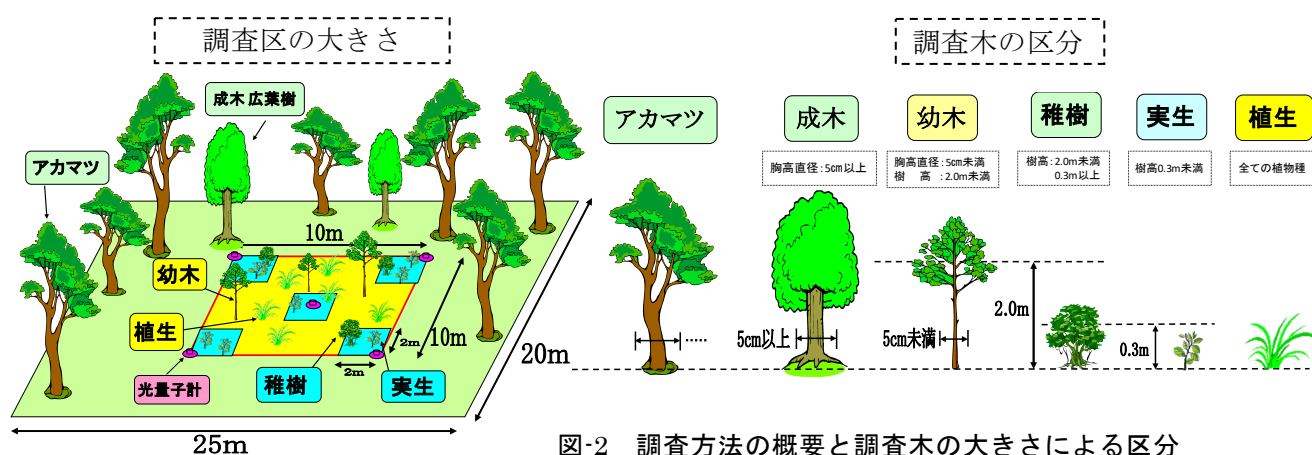


図-2 調査方法の概要と調査木の大きさによる区分

また、10m×10m コドラート内では、維管束植物を対象として高木層、亜高木層、低木層、草本層別の高さと被度、それぞれの階層における種別の被度について調査した。

さらに、光環境の調査として、10m×10m コドラート内の四隅及び中央の 5 地点で光量子束

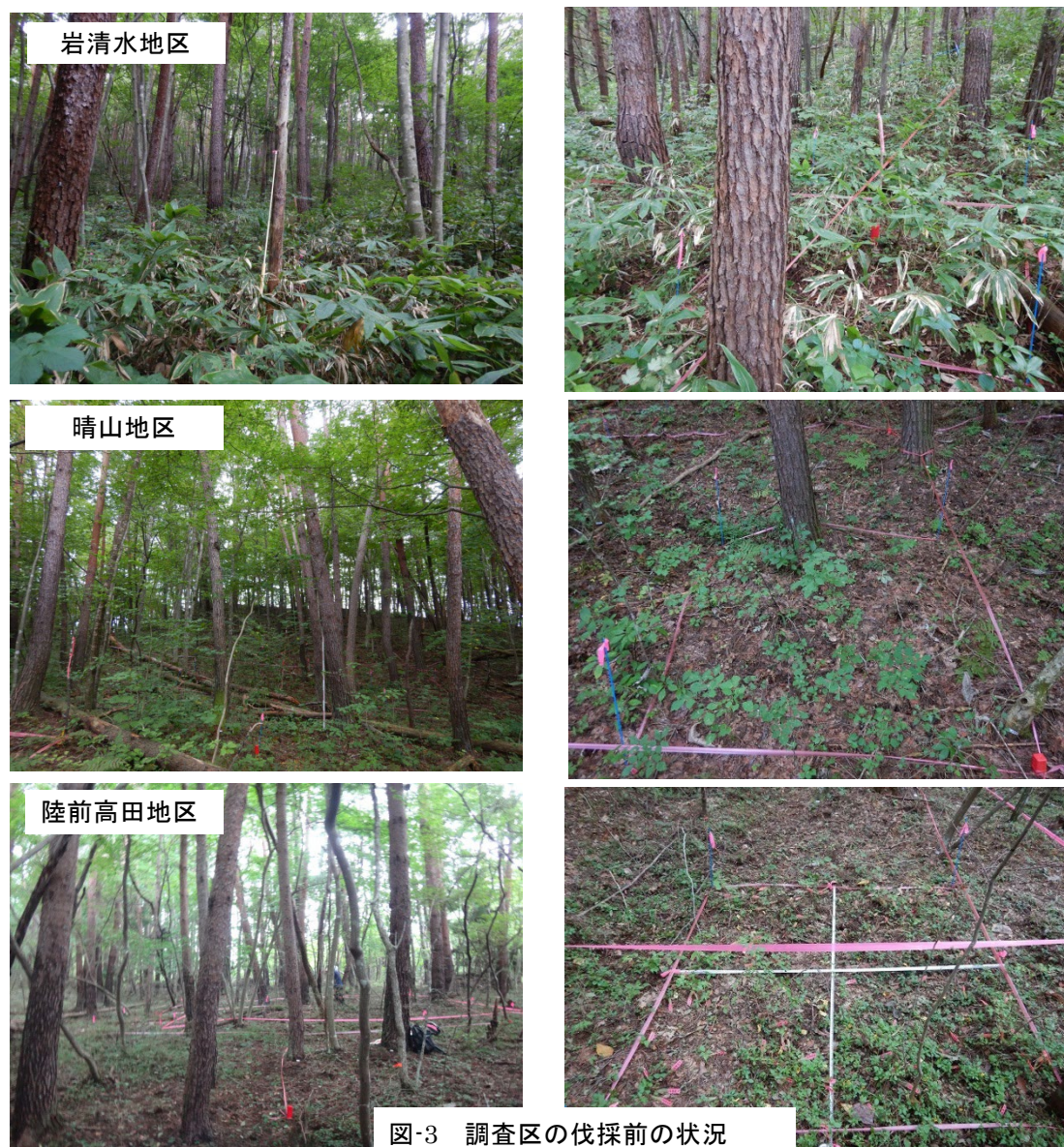


図-3 調査区の伐採前の状況

密度を計測し、開けた林外に対する相対割合（％）を算出した。

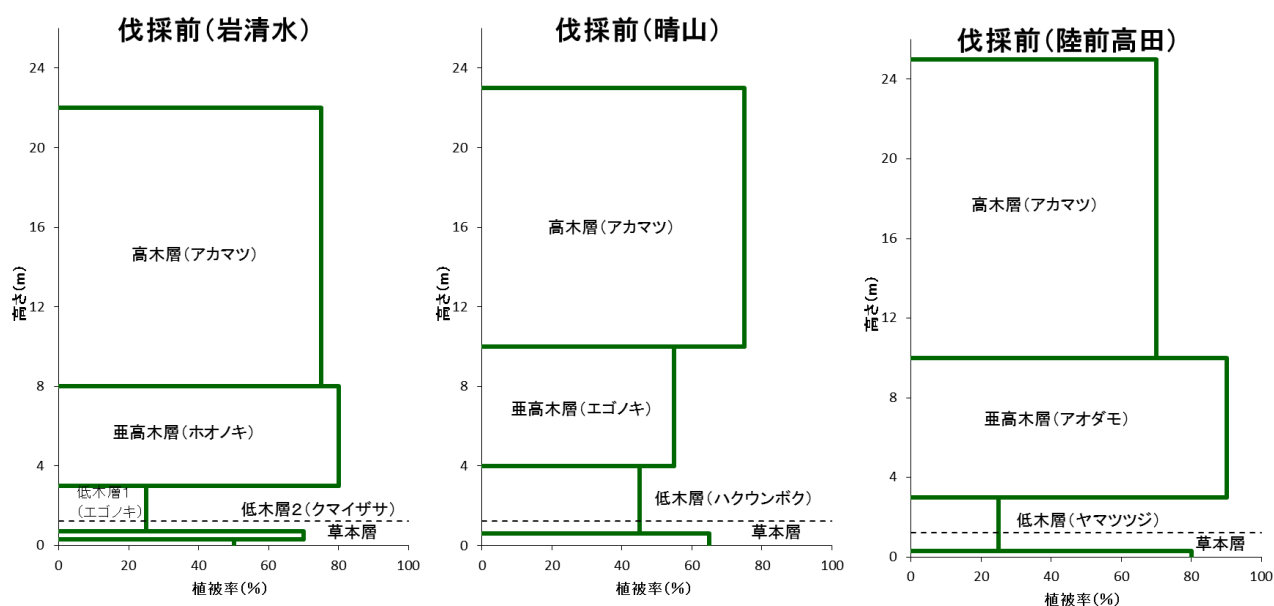


図-4 調査区の階層構造図

3 調査結果

(1) 伐採前のアカマツ林の概況

伐採前のアカマツ林状況を図-3に、階層構造模式図を図-4に示した。

どの林分でも亜高木層が発達していたが、低木層や草本層の状況が異なっていた。岩清水地区では、林床が高さ約80cmのササで覆われていた。陸前高田地区では、シカによる食痕が比較的多くみられ、低木層が少なく、草本層には樹高の低いヤマツツジがマット状にみられた。晴山地区で

表-2 アカマツ林の状況

調査地番号	R6-1	R6-2	R6-3
地区名	岩清水	晴山	陸前高田
樹種（伐採時）	アカマツ	アカマツ	アカマツ
林齢（伐採時）	71年	55年	64年
成立本数/ha	600	540	620
平均樹高m	16.1	22.3	21.1
上層樹高m (上位250本/ha)	19.2	25.1	23.8
平均胸高直径cm	23.2	25.6	32.8
胸高断面積合計m ² /ha	27.5	30.0	54.6
材積m ³ /ha	229.4	340.7	550.1
形状比	73	92	66
収量比数	0.73	0.86	0.87
相対光量子束密度%	1.7	2.6	3.7

※¹ 収量比数：植栽木間の成長競争により劣勢木が自然に枯死する最も混んだ状態を1とし、それに対してどの程度空いているかを0～1の範囲で示したもの。上層木の平均樹高と1ha当たりの本数から算出する。一般に収量比数が0.8以上で混みすぎ、0.6以下で空きすぎとされる。

※² 形状比：形状比＝樹高／胸高直径の式で算出する。形状比が80を超えると気象災害に対して危険性が高くなり、70以下で安全性が高いとされる。

は、亜高木層から草本層まで広葉樹類が多くでみられた。

林分密度と光環境の測定結果を表－2に示した。

林齢 55 年～71 年生、林分密度は 540 本～620 本/ha であった。収量比数は 0.73～0.87 と高く、形状比は 66～92 と、雪害の危険性のある 80 以上の調査区が 1 地区あった。

調査区内の光環境は、相対光量子束密度割合が 1.7～3.7% であった。多くの落葉広葉樹の更新が期待されるとされる 20%、あるいは木本類が生育できるとされる 5% と比較すると、かなり低い値であった。しかし、林内には、光量子センサーの高さ 1.2m 以上で多くの広葉樹の生育がみられた。

(2) 伐採前のアカマツ以外の植生状況

アカマツ以外の林分密度を、サイズ区分別に表-3に示した。

合計本数密度は、223,360 本～382,400 本とかなり多かった。これは低木種が林床に群状に繁茂していたためで、その割合は、岩清水地区ではハイイヌツゲとヤマツツジで約 40%、晴山地区ではヤマツツジとレンゲツツジで 25%、陸前高田ではヤマツツジで約 40% であった。

胸高直径 5 cm 以上の成木は 1,000 本～1,160 本/ha、地上高 2m 以上の幼木でも 800～1,600 本/ha が生育しており、広葉樹類が比較的豊富に生育していた。

4 今後の調査

今回設定した 3 地区について、伐採後の広葉樹の生育状況を隔年で調査し、経年変化をモニターしていく予定である。

表-3 アカマツ以外の生育密度

調査地番号	R6-1	R6-2	R6-3
地区名	岩清水	晴山	陸前高田
樹種（伐採時）	アカマツ	アカマツ	アカマツ
林齢（伐採時）	71年	55年	64年
広葉樹成木 種数	7	14	13
広葉樹成木 本数/ha	1,000	1,160	1,000
広葉樹成木 平均樹高 m	9.1	9.5	7.5
幼木 種数	4	9	5
幼木 本数/ha	800	1,400	1,600
幼木 平均樹高 m	2.5	3.7	3.6
稚樹 種数	28	19	34
稚樹 本数/ha	64,000	31,500	17,000
稚樹平均樹高 cm	48.6	52.9	49
実生 種数	25	32	30
実生 本数/ha	180,500	187,500	362,000
合計本数/ha	246,300	221,560	381,600

いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）における採択基準等の見直しについて

【要旨】

いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）の下刈りにかかる採択基準及び対象森林の調査方法について、見直しを行うもの。

1 下刈り採択基準の見直しについて（案）

(1) 見直しの理由

現行の実施要領では、下刈りの採択基準を1年生から5年生まで※としているが、複数の事業実施主体から「6年生以上についても対象として欲しい」旨の要望があったことから、必要性が確認できる場合に限り、これを認める方向で改正を行うもの。

※カラマツについては原則1年生～3年生まで

(2) 見直しの内容

【いわて環境の森整備事業補助実施要領 別表】資料 No. 2-2

見直し前	4 森林環境再生造林 採択基準 (4) 下刈りは、1年生から5年生（ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生）までとする。
見直し後	4 森林環境再生造林 採択基準 (4) 下刈りは、1年生から5年生（ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生）までとする。 <u>ただし、必要と認める場合のみ6年生以上（ただし、カラマツについては、4年生以上）を対象とする。</u>

【いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）補助実施要領の運用】資料 No. 2-3

追 加	7 補助内容 <u>補助事業者は、要領別表第4（4）に規定する下刈りにおいて、6年生以上（ただし、カラマツについては4年生以上）の林分で事業を実施しようとするときは、局長の承認を得るものとする。</u>
-----	--

2 下刈りの現地調査の省略について（案）

(1) 見直しの理由

現行の運用では、下刈りの整備計画書の提出があったときは、県が現地調査を実施することとなっているが、複数の事業実施主体から、「現地調査によって事業着手が遅れる場合がある」との声が寄せられていることから、下刈りの必要性を写真等で確認できる場合などは現地調査を省略できるよう改正を行うもの。

(2) 見直しの内容

【いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）補助実施要領の運用】資料 No. 2-3

見直し前	整備計画書の提出 2-2 局長は、整備計画書の提出があったときは、整備計画書の内容の審査及び現地調査を行い、計画内容が適正と認められるときは、補助金額を算定し、様式第3号により整備計画書を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。 なお、要領第4の5により局長が承認した面積により補助事業者から <u>植栽の整備計画書</u> の提出があったときは、現地調査を省略できるものとする。
------	---

見直し後	整備計画書の提出 2-2 局長は、整備計画書の提出があったときは、整備計画書の内容の審査及び現地調査を行い、計画内容が適正と認められるときは、補助金額を算定し、様式第3号により整備計画書を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。 なお、要領第4の5により局長が承認した面積により補助事業者から整備計画書の提出があったときまたは<u>いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）完了確認調査に合格した同面積により下刈り等の整備計画書の提出があったときは、現地調査を省略できるものとする。</u>
------	---

3 対象森林の調査等の方法について（案）

(1) 見直しの理由

現行の運用では、対象森林の調査の手法は、ポケットコンパス等を用いた測量となっているが、事業実施主体から、GNSS（衛星測位システム）等による測量の活用も認めてほしいとの要望があることから、活用を認めることとするもの。

(2) 見直しの内容

【いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）補助実施要領の運用】資料 No. 2-3

見直し前	対象森林の調査等 6（2）ア 周囲測量及び樹種界測量 事業の対象とする森林の区域の外周及び樹種界について、ポケットコンパス等を用いた測量を実施し、面積及び形状を確定する。 なお、整備箇所の境界保全のため、測量起点杭はプラスチック杭等を用いること。 ただし、面積及び形状を確定するに当たり、これらの測量と同等以上の精度を有する過去に行った測量の結果に基づき作成された実測図を利用できる場合は、周囲測量及び樹種界測量の全部又は一部を省略することができる。
見直し後	対象森林の調査等 6（2）ア 周囲測量及び樹種界測量 事業の対象とする森林の区域の外周及び樹種界について、ポケットコンパス等を用いた測量を実施し、面積及び形状を確定する。 なお、整備箇所の境界保全のため、測量起点杭はプラスチック杭等を用いること。 ただし、面積及び形状を確定するに当たり、これらの測量と同等以上の精度を有する過去に行った測量の結果に基づき作成された実測図を利用できる場合は、周囲測量及び樹種界測量の全部又は一部を省略することができる。 <u>また、測量には、GNSS 測量（地球測位システムを活用した受信機による測量をいう。）を活用することができる。</u>

いわて環境の森整備事業補助実施要領

(目的)

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるいわて環境の森整備事業（以下「整備事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、「公益林」とは、市町村森林整備計画（森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5に規定する計画をいう。）に定める「生態系保全森林」、「生活環境保全森林」、「県土水源保全森林」のいずれかに区分される森林をいう。

(事業の内容等)

第3 整備事業の事業種目、事業対象、事業内容、対象経費、補助事業者及び採択基準は、別表のとおりとする。

(施工地調書の提出)

第4 市町村、林業事業体等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体）、特定非営利活動法人等（以下「補助事業者」という。）は、整備事業を実施しようとするときは、その整備対象森林について、いわて環境の森整備事業施工地調書（様式第1号）。以下「施工地調書」という。）を作成し、事業施工地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者（「市町村」を除く。）は、整備事業を実施しようとする森林が公益林となっていない場合は、森林所有者との連名により当該森林の所在する市町村長に変更の申入れを書面で行い、公益林への変更の同意を得るものとし、申入れた書面の写しを施工地調書に添付するものとする。

なお、市町村が公益林となっていない森林で事業を実施しようとする場合は、公益林への変更を行うことを確約する書面を施工地調書に添付するものとする。

3 局長は、施工地調書の提出があったときは、施工地調書の内容を審査し、農林水産部長（以下「部長」という。）に意見を付して施工地調書を提出しなければならない。

4 部長は、前項の規定による施工地調書の提出があったときは、内容を審査し、事業を実施することが適当と認めるときは、様式第2号により局長に通知するものとする。

5 局長は、前項の通知があったときは、様式第3号により補助事業者に対して整備対象森林の承認を行うものとする。

(県の助成措置)

第5 県は、前条で承認された整備対象森林において、毎年度予算の範囲内で整備事業に必要な経費又は定額について、補助事業者に対して補助金を交付する。

(整備事業の適正な執行の確保等)

第6 補助事業者は、整備事業の実施について、必要に応じて県の指導、助言及び調査等に応じるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採択基準
1 混交林誘導伐	(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林の人工林であって、下記に該当する森林。 ① 水源地域等の上流域の森林 ② 野生動植物生育の場として重要な森林 ③ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 ④ 上記に準ずる森林 (2) 協定締結 県と森林所有者及び補助事業者は、事業対象森林についての伐採制限等を含む整備協定を締結する。 【整備協定の内容】 ① 協定締結期間中(20年)は対象森林での皆伐・開発等による転用を制限 ② 必要に応じ、森林体験や学習の場として対象森林の使用に協力 (3) 事業内容 協定が締結された森林(協定の締結が見込まれる森林を含む)について、森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林へ誘導・整備する。 ① 混交林誘導伐 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐(混交林誘導伐)を実施するもの。 なお、間伐木については、土留柵等に活用し、残木は対象森林の区域内に集積する。 ② 間伐材有効利用モデル 混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、間伐木を林縁まで搬出・集積のうえ、木材加工施設等へ運搬するもの。	(1) 混交林誘導伐(選木、伐木、枝払い、玉切り、集積)に要する経費 (2) 混交林誘導伐の実施により発生する間伐材の有効利用(間伐木の搬出、集積等に必要ない機械等の運搬)及び間伐材を木材加工工場等への運搬に要する経費 (3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修に要する経費 (4) 事業実施箇所の保全に必要な土留柵等の設置に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等 (森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業体。	(1) 対象樹種は、人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹とする。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要で、立木の密度が高い森林については、対象とするものとする。 (2) 対象齢級は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であつても、地域において保全上重要な森林で、立木の密度が高い、事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。 (3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。 (4) 間伐材有効利用モデルの事業内容は、公共施設での木質バイオマス利用など間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
2 ナラ林健全化	(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であってナラ類を含む広葉樹林。 (2) 事業内容 ナラ類を含む広葉樹林を伐倒し、ナラ枯れ被害を受けない、若い広葉樹林に更新する。ただし、胸高直径10センチメートル以下は伐採の対象としない。 ① ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する。 ② 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施(4～6月)であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理(破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下)を行う。	ナラ類を含む広葉樹林の更新(伐倒、玉切り、搬出、集積)に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等 (森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)	(1) 前年又は当年にナラ枯れ被害(ブナ科樹木萎凋病)が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にあるナラ類を含む広葉樹 (2) 対象年齢は6齢級以上とする。 (3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。
3 アカマツ林広葉樹林化	(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、伐採後に広葉樹林への更新が見込まれるアカマツ林。 (2) 事業内容 広葉樹林へ更新するため、アカマツの枯損木や生立木等を伐倒する。	アカマツ枯損木等の伐採(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等 (森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する者)	(1) 松くい虫被害防除監視帯(平成22年2月12日森整第860号知事通知に定める区域)及び松くい虫被害が発生している地域。 ただし、標高おおむね500メートル以上は除くものとする。 (2) 対象年齢は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象年齢として取扱うものとする。 (3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
4 森林環境再生造林	(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であって、下記に該当する森林。 ① 現状が未立木地等であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林。 ② 前生樹が針葉樹の伐採跡地で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な森林。 (2) 事業内容 事業対象森林において、植栽等を実施し、早期に森林環境を再生する。 ① 植栽 地植え及び植栽を実施 ② 鳥獣害防止施設等整備 植栽木を保全するため鳥獣害防止施設等の整備を実施 ③ 下刈り 植栽木を生育させるため下刈り(雑草木の除去)を実施	(1) 植栽(地植え、苗木代、苗木運搬、植付)に要する経費 (2) 鳥獣害防止施設等整備(シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布)に要する経費 (3) 下刈り(雑草木の除去)に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業(森林契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)) (3) 特定非営利活動法人、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)及び県内に事務所又は事業所を有する法人	(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。 (2) 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものとする。 ① スギ(ただし、花粉症対策品種に限る。) ② カラマツ ③ アカマツ(ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。) ④ 広葉樹(高木性の樹種に限る。) (3) 植栽本数は、原則、低密度植栽とし、各樹種の1ヘクタール当たりの本数を次のとおりとする。 ① スギ 1,000本～2,400本 ② カラマツ1,000本～2,000本 ③ アカマツ1,000本～3,200本 ④ 広葉樹1,000本～2,000本 (4) 下刈りは、1年生から5年生(ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生)までとする。

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
5 被害森林再生	(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、気象災害が発生した森林。 (2) 事業内容 森林の更新を促すため、被害木(幹折れ、根返り、傾斜)を除去する。	(1) 被害木の伐倒処理(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費 (2) 事業の実施に必要な作業道の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)	(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。
6 枯死木除去	(1) 事業対象森林 県内の森林法第5条に定める森林のうち私有林。 (2) 事業内容 倒木のおそれのある枯死木を伐倒処理し人身被害や施設損壊の二次的被害を防止する。	枯死木及び伐倒処理に支障のある生立木の除去(伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理)に要する経費	(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)	(1) 松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木(マツノマダラカミキリ又はカシノナガキクイムシが羽化脱出した後の枯死木)であること。 (2) 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。 ただし、森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合には、除くものとする。
7 森林作業道整備	(1) 事業対象 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に整備する森林作業道 (2) 事業内容 混交林誘導伐等の森林整備を効率的に実施するために必要な森林作業道を整備する。	「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良に要する経費	一体的に実施する事業に同じ	(1) 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施すること。 (2) 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設指針に適合し、別に定める基準の要件を満たすこと。 (3) 整備する森林作業道について、作業道整備に係る事業費は、関連森林整備の事業費を超えないこと。

いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）補助実施要領の運用について

（目的）

- 第1 この運用通知は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の別表第1のうち「森林環境再生造林」に係るいわて環境の森整備事業（以下「整備事業」という。）の事務処理及び実施に当たっての留意事項（以下「事務処理等」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 整備事業の事務処理等については、要綱及びいわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「要領」という。）によるほか、この運用通知によるものとする。

（整備計画書の提出）

- 第2 補助事業者は、要領に定める承認された整備対象森林において整備事業を実施する場合、いわて環境の森整備事業整備計画書（様式第2号。以下「整備計画書」という。）を作成し、様式第1号により事業施行地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

なお、森林環境再生造林と森林作業道整備の実施時期が異なる場合、整備計画書は、それぞれの実施ごとに区分して提出できるものとする。

- 2 局長は、整備計画書の提出があったときは、整備計画書の内容の審査及び現地調査を行い、計画内容が適正と認められるときは、補助金額を算定し、様式第3号により整備計画書を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

なお、要領第4の5により局長が承認した面積により補助事業者から植栽の整備計画書の提出があったときは、現地調査を省略できるものとする。

- 3 部長は、局長から前項により整備計画書の提出があったときは、局長に必要な予算を令達するものとする。
- 4 局長は、前項の令達を受けたときは、様式第4号により補助事業者に内示するものとする。

（補助金の交付事務）

- 第3 補助金の交付事務は、次により行うものとする。

（1） 交付の申請

ア 補助事業者は、第2第4項の内示があったときは、速やかに要綱第7の定めるところにより、補助金交付申請書に関係書類を添えて局長に提出するものとする。

イ 関係書類は、要綱第7に定めるもののほか、整備計画書1部（別に、電子データとして作成したものにあつては電子媒体一式）とする。

ウ 局長は、交付の申請内容の審査のため特に必要な場合は、補助事業者に対して必要な書類の提出を求めることができるものとする。

エ 申請に係る事業量は、面積にあつては単位をヘクタールとし、小数点以下3位を切り捨てるものとする。延長にあつては単位をメートルとし、小数点以下1位を切り捨てるものとする。

オ 申請に係る整備面積は、次のとおりとする。

第6(2)アに定める周囲測量の結果に基づくものとする。ただし、これと同等以上の精度を有する過去に行った測量の結果を利用する場合にあっては、当該測量の結果に基づくことができるものとする。

なお、要領第4の5により局長が承認した面積により申請した場合は、周囲測量の実施後、速やかに整備計画書の変更を行うものとする。

(2) 交付の決定

局長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し補助金交付決定を行うものとする。

(3) 実績報告及び請求

ア 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第7に定める実績報告書（要綱様式第2、6、7号）及びいわて環境の森整備事業整備実績書（様式第5号。以下「整備実績書」という。）にいわて環境の森整備事業補助金請求書（様式第6号）を添えて（別に、電子データとして作成したものにあつては電子媒体一式）局長に提出するものとする。

イ 局長は、事業実績及び関係法令の適合状況等の確認のため特に必要な場合は、補助事業者に対して関係書類の提出を求めることができるものとする。

(4) 完了確認調査

局長は、前号の実績報告書の提出を受けたときは、別に定める完了確認調査等要領に基づき、完了確認調査を行うものとする。

(5) 交付

局長は、前号により事業が完了したと認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(6) 完了報告

局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、いわて環境の森整備事業完了報告書（様式第7号）に整備実績書（別に、電子データとして作成したものにあつては電子媒体一式）を添付し部長に報告するものとする。

（整備計画書の変更）

第4 補助事業者は、要綱第4（1）及び第4（2）に規定する変更を伴う場合は、いわて環境の森整備事業変更整備計画書（様式第2号。以下「変更整備計画書」という。）を作成し、様式第8号により局長に提出しなければならない。

2 局長は、変更整備計画書の提出があったときは、変更整備計画書の内容の審査及び現地調査を行い、計画内容が適正と認められるときは、補助金額を算定し、様式第9号により変更整備計画書を部長に提出するものとする。

3 部長は、前項の変更整備計画書の提出があったときは、予算の範囲内で局長に必要な予算を令達するものとする。

4 局長は、様式第10号により補助事業者に変更の内示額を通知するものとする。

（交付決定の変更）

第5 補助金交付決定の内容に変更がある場合、次により行うものとする。

(1) 変更の承認申請

ア 補助事業者は、第4第4項の通知があった場合は、要綱第4及び第7に定めるところにより、変更承認申請書に関係書類を添えて局長に提出し、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。

イ 関係書類は、要綱第7に定めるもののほか、変更整備計画書を提出するものとする。

ウ 局長は、変更の承認申請の内容の審査のため特に必要な場合は、補助事業者に対して関係書類の提出を求めることができるものとする。

(2) 変更の承認

局長は、補助金の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、補助事業者に対し承認の通知及び補助金の変更交付決定を行うものとする。

(対象森林の調査等)

第6 補助事業者は、事業の実施に当たって次のとおり対象森林の調査等を行うものとする。

(1) 対象森林の調査

整備対象森林に係る森林所有者を特定及び把握し、当該整備等に係る交渉を行い、権利者の同意のうえで森林の調査等を実施するものとする。

(2) 森林の調査の手法は次のとおりとする。

ア 周囲測量及び樹種界測量

事業の対象とする森林の区域の外周及び樹種界について、ポケットコンパス等を用いた測量を実施し、面積及び形状を確定する。

なお、整備箇所の境界保全のため、測量起点杭はプラスチック杭等を用いること。

ただし、面積及び形状を確定するに当たり、これらの測量と同等以上の精度を有する過去に行った測量の結果に基づき作成された実測図を利用できる場合は、周囲測量及び樹種界測量の全部又は一部を省略することができる。

イ 森林概況調査

対象森林の全域の概況について、現地踏査等により林況、植生、荒廃状況等、整備計画書の作成に必要な調査を行う。

(3) 整備計画書の作成

補助事業者は、前号の森林の調査の結果を踏まえたうえで、整備計画書を作成または変更するものとする。

(4) 森林所有者への説明

補助事業者は、補助金交付決定の条件及び整備計画書の内容を森林所有者に説明し、同意を得るものとする。

(補助金額の算出等)

第7 局長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金額を算定するものとする。

(1) 補助金額の算出

補助金額は、事業費（実行経費）と県が別に定める標準単価により算出した標準経費の

いずれか低い額に要綱第別表第 1 の補助率の欄に定める補助率を乗じて求めるものとする。

(2) 事業費（実行経費）

事業費（実行経費）は次号に掲げる補助対象経費であって、実際に補助事業者が負担する額から消費税仕入控除税額を減じた額とする。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、要綱別表 1 の経費の欄に定める作業に係るものであって、次に掲げるものとする。

ア 資材費

事業の実行に必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の経費

イ 労務費

事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金

ウ 機械経費

事業の実行に必要な機械の使用に要する経費（機材費、労務費を除く）

エ 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する経費又は苗木の運搬に要する経費

オ 準備費

事業の実行に必要な準備及び後片付けに要する経費、丁張等に要する経費、伐開・除根・除草等に要する経費

カ 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する経費、安全施設等に要する経費、安全衛生管理等に要する経費、安全対策等に要する経費

キ 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、そのほか施業上必要な役務等に要する経費

ク 営繕費

現場事務所等の営繕に要する経費、労働者宿舍の営繕に要する経費、倉庫及び材料保管場の営繕に要する経費、監督官事務所、監督官宿舍の営繕に要する経費、火薬庫、火工品庫の営繕に要する経費、労務者の輸送に要する経費、工事監督に必要な車両及び舟艇に要する経費、前記に係る土地、建物の借上げに要する経費、そのほか施業上必要な営繕等に要する経費

ケ 測量設計費

事業の実行に必要な測量及び設計に要する経費

コ 現場監督費

労務管理に要する経費、安全訓練等に要する経費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費

サ 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並び

に退職金共済制度（林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度）の掛金

（４） 標準経費

標準経費は、該当する標準単価に事業量を乗じて算出した額を合計し、千円未満を切り捨てて算出した額とする。

（５） 標準単価

標準単価は、県が別に定める。

（整備計画書）

第８ 第２に定める整備計画書は、次により作成するものとする。

（１） 作成

ア 同一の整備計画書において計画する森林の範囲は、原則として同一の小流域内に所在し又は一連の団地となっている範囲とする。

イ 補助事業者は、整備計画書の作成に当たって、事前に広域振興局の林務担当部から技術的な指導を受けることができるものとする。

（２） 内容

ア 整備計画書は、対象森林に係る事業目的達成のための整備の手法について、具体的に記載するものとする。

イ 森林作業道を整備する場合は、位置図、平面図等の図面及び実施設計書等の関係書類を添付するものとする。

（３） 作成者

整備計画書は、補助事業者及び森林所有者が協力して作成するものとする。

（４） 整備計画書の変更

ア 要綱第７に該当する場合であって、整備内容、森林現況等の内容の変更を伴う場合は、変更整備計画書を作成し、変更の承認に係る書類として要綱第７に定める事業変更計画書に添付するものとする。

イ （１）から（３）までの規定は、変更整備計画書について準用する。

（整備実績書）

第９ 第３（３）に定める整備実績書は、次により作成するものとする。

（１） 作成

整備実績書において記載する森林の範囲は、整備計画書（第５（２）の変更承認があった場合は変更整備計画書）と同一とする。

（２） 内容

ア 整備実績書は、整備計画書に基づき実施した作業種ごとの整備内容について記載するものとし、実績図及び整備結果状況写真を添付するものとする。

イ 森林作業道を整備した場合は、位置図、平面図等の図面及び出来高設計書等の関係書類を添付するものとする。

（３） 作成者

整備実績書は、補助事業者及び森林所有者が協力して作成するものとする。

(整備後の適正管理)

- 第 10 森林所有者は、補助金交付決定の条件に基づき補助事業者の協力のもとに整備後の森林を適正に管理するものとする。
- 2 補助事業者は、森林作業道の開設又は改良を実施する場合は、事前に当該森林作業道の管理の権限を有する者を書面で決定するものとする
- 3 前項の森林作業道の管理の権限を有する者は、当該森林作業道の維持管理に努めるものとする。

(台帳の作成)

- 第 11 部長は、完了年度ごとに台帳（様式第 11 号）を作成し保管するものとする。

(雑則)

- 第 12 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表

資料No.	応募数	団体所在地	事業区分	実績回数	団体名	事業名	事業費(円) (補助対象経費)		参加予定者数(人)
							R6	R7	R7
1	1	滝沢市	森林整備	11	一般社団法人 東北地域環境計画研究会	イヌワシの森整備事業	198,429	262,000	80
2	2	雫石町	森林整備	9	森守の盛	森守の盛森林整備事業2025	133,050	118,050	90
3	3	奥州市	森林整備	9	生母生産森林組合	ボランティア等による植樹及び下草刈り等の森林整備活動	535,158	521,292	150
4	4	遠野市	森林整備 森林環境学習	12	NPO法人遠野エコネット	森林ボランティア育成事業	1,000,000	1,000,000	705
5	5	宮古市	森林整備	18	森を考える会	楽しい森林・林業体験事業	986,147	811,238	50
6	6	岩泉町	森林整備	4	岩泉まつたけ事業協同組合	岩泉まつたけ山づくり協力隊事業	679,980	1,000,000	74
7	7	久慈市	森林整備	8	くじ☆ラボ	平庭高原ガーデニング『日本一の白樺美林』魅力アップ事業	999,448	999,404	310
8	8	矢巾町	森林整備	16	間伐ボランティアいわて	いわて森林づくり県民税活用事業	683,934	688,228	190
9	1	紫波町	人材育成 森林環境学習	10	NPO法人 紫波みらい研究所	紫波みらい研究所里山づくりプロジェクト	995,635	997,076	315
10	2	盛岡市	人材育成	17	NPO法人 いわて森林再生研究会	森のチェーンソー講座(森林作業の安全技術研修)	1,000,000	1,000,000	500
11	3	一関市	人材育成	新	一関里山をつくる会	里山をつくり、山遊びをしよう。	-	963,870	120
12	1	一関市	森林環境学習	新	興田地区振興会	里山整備事業 令和7年度おきた林業祭	-	869,610	1,500
13	2	盛岡市	森林環境学習	3	いわて森林インストラクター会	里山公園の活用と整備-小鹿公園自然観察会:小鹿めぐり	543,326	675,134	266
14	3	盛岡市	森林環境学習	14	鹿妻穴堰土地改良区	県民参加の森林づくり促進事業	550,000	700,000	2,370
15	4	盛岡市	森林環境学習	15	なのりの里 生き生きプロジェクト	なのりの里生き生きプロジェクト事業	489,980	531,560	245
16	5	盛岡市	森林環境学習	4	ノースジャパン素材流通協同組合	青年部会「げんき森林(モリ)モリフェスティバル」	1,000,000	1,000,000	650
17	6	盛岡市	森林環境学習	3	「ホホホの森探検隊」実行委員会	ホホホの森探検隊	349,920	231,140	450
18	7	盛岡市	森林環境学習	1	(公財)盛岡市都南自治振興公社	盛岡市都南つどいの森「森林創作実習館」活用推進事業	989,045	989,009	500
19	8	雫石町	森林環境学習	12	特定非営利活動法人 わらしやんど雫石	令和7年度いわての森とふれあう森林体験学習推進事業	559,800	472,600	80
20	9	盛岡市	森林環境学習	新	特定非営利活動法人プロ・ハンド岩手	苗木を植えて森をつくろう	-	401,950	40
21	10	一関市	森林環境学習	13	地縁団体奥玉愛林公益会	どんぐりの森づくり大作戦	225,376	226,915	90
22	11	遠野市	森林環境学習	19	遠野市	とおの里山美林推進事業	242,060	240,000	120
23	12	宮古市	森林環境学習	2	小沢の里山をつくる会	癒しと親しみの里山体験事業	647,249	686,050	50
24	13	住田町	森林環境学習	1	一般社団法人文化政策・まちづくり学校 (通称:ふるさと創生大学)	「いのち」育む森林のちから—モリアオガエルとともに	289,480	363,330	160
25	14	久慈市	森林環境学習	12	久慈地方木材青壮年協議会	親子で木とのふれあい体験	800,432	845,216	400
26	15	久慈市	森林環境学習	4	久慈市しいたけ生産推進協議会	原木しいたけ産業体験事業	141,940	155,950	2,520
27	16	二戸市	森林環境学習	12	馬淵川上流域森林・林業活性化センター	令和7年度カシオペアフォレストスクール事業	239,399	183,020	263
計							14,279,788	16,932,642	12,288